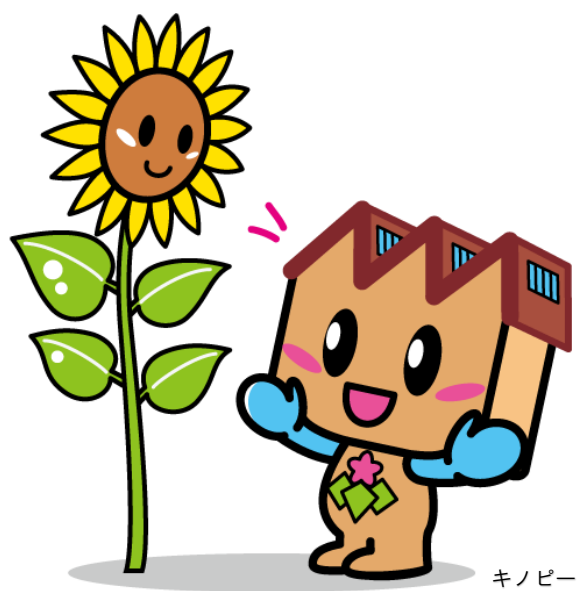


第2次桐生市再犯防止推進計画



キノビー

令和7年3月

桐生市

はじめに

私たちを取り巻く社会環境はここ数年においても急速に変化しており、多様化する犯罪の背景には、貧困、孤立、アルコール、薬物依存症等のひとりひとりが抱える社会的課題がより複雑になっている現状があります。

全国的な刑法犯検挙数は年々減少傾向にあるものの、そのうち再犯者の割合は約半数を占めており、一度罪を償った後にも再び犯罪に手を染めてしまうケースがなかなか減らない状況にあります。その傾向は、桐生市においても同様です。

矯正施設を出所した人等が、自立した生活などの「物理的な壁」や自分の心や地域社会の受容などの「精神的な壁」に阻まれ立ち直ることができず、再び罪を犯さないために個々の課題や生きづらさに寄り添い、『更生』という道を共に歩いていくことが重要です。

国では、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、その後「再犯防止推進計画」も制定されるなど、再犯を防止して安全安心な社会を実現する動きが進められております。

本市では、令和5年3月に「桐生市再犯防止推進計画」を策定し、市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくりにこれまで取り組んでまいりました。今回策定する「第2次桐生市再犯防止推進計画」においては、犯罪や非行をした人と『更生』という道を共に歩むために、「国・県・民間団体との連携強化」、「民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進」、「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用促進」、「学校等における修学支援」を重点課題として掲げました。これらの課題に真摯に取り組み、全市民が犯罪被害に脅かされることがなく、誰一人取り残さない包摂的地域社会の形成を目指します。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力をいただきました桐生市再犯防止推進委員の皆様をはじめ、各更生保護団体や関係機関の皆様へ、厚く感謝を申し上げますとともに、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

桐生市長 荒 木 恵 司

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の目標	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の対象者	3
6. 持続的な開発目標（SDGs）への対応	4

第2章 計画策定の背景

1. 刑法犯の検挙人数と再犯率	5
2. 犯行時における職の有無	7
3. 年代別刑法犯数	9

第3章 重点課題ごとの取組

基本方針	11
重点課題	11
1. 国・県・民間団体との連携強化	11
2. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進	15
3. 就労・住居の確保	18
4. 保健医療・福祉サービスの利用促進	24
5. 学校等における修学支援の実施	29

資料編

- 資料1 再犯の防止等の推進に関する法律
- 資料2 桐生市再犯防止推進委員会設置要綱
- 資料3 桐生市再犯防止推進委員会委員名簿

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

刑法犯の認知件数は平成14（2002）年に285万件に達したのち、平成15（2003）年に減少して以来令和3（2021）年まで18年間連続で減少していました。令和4（2022）年は60万1,331件で、令和3（2021）年の56万8,104件と比べ、3万2,227件の増加に転じました。刑法犯によって検挙された人のうち、再犯者の人員は平成8（1996）年を境に増加し続けましたが、平成18（2006）年の14万9,164人をピークとして、その後は漸減状態であり、令和4（2022）年は8万1,183人でした。一方で再犯率については、再犯者の人員が減少しているものの、初犯者の人員の減少が再犯者の人員の減少を上回っていることもあり、再犯率は平成9（1997）年以降上昇を続けました。調査が開始された昭和47（1972）年以降、最も高い数値となったのは、令和2（2020）年の49.1パーセントとなっております。令和4（2022）年は47.9パーセントとなっており、令和2（2020）年よりも減少しているものの、依然として高い数値となっております。（図1）

このような状況を踏まえ、平成28（2016）年12月に『再犯の防止等の推進に関する法律』（以下、「推進法」という。）が成立し施行されました。推進法第4条第2項には、“地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。”とあります。

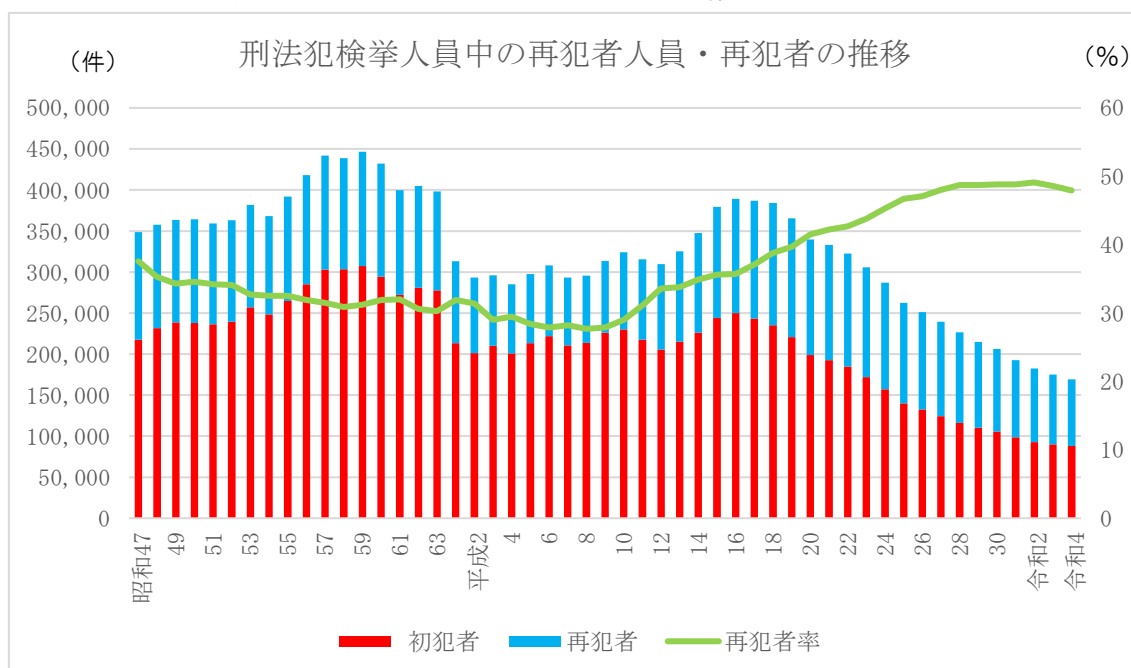
推進法に基づき、平成29（2017）年に閣議決定された『再犯防止推進計画』を受けて、平成31（2019）年に群馬県が『群馬県再犯防止推進計画』を制定しております。

桐生市でも令和5（2023）年3月に2か年計画となる『桐生市再犯防止推進計画』を策定し、これまで再犯防止へ繋がる取組を行ってきました。

犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進するためには、地域の包摂的な支援等を行い、今まで以上に国・県・市・民間協力者等が連携していく必要があります。

犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を促進すること及び市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、『第2次桐生市再犯防止推進計画』を策定するものいたします。

図1 刑法犯検挙人員中の再犯人員・再犯者の推移



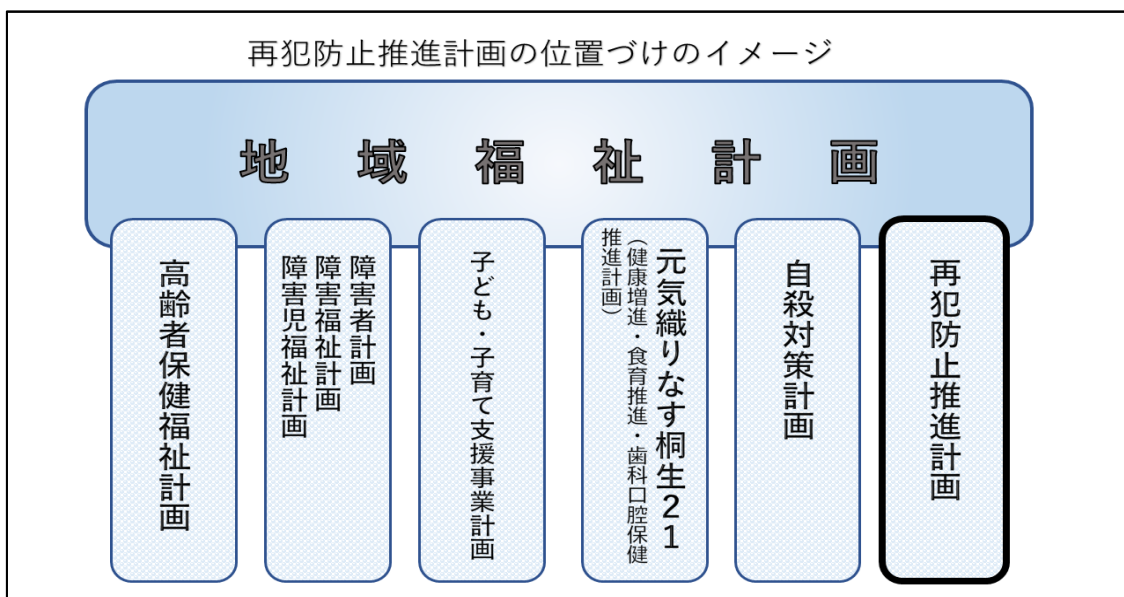
(令和5(2023)年版犯罪白書を基に桐生市作成)

2. 計画の目標

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより、再犯を防止し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

3. 計画の位置づけ

本計画は推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定します。また、『桐生市地域福祉計画』を上位の計画とし、関連する行政計画とも連携を図り、再犯防止に関する施策の推進を図ります。



4.計画の期間

前期の桐生市再犯防止推進計画は、桐生市地域福祉計画との始期を合わせるため、令和5（2023）年度から令和6（2024）年度までの2年間としました。第2次桐生市再犯防止推進計画の期間については、桐生市地域福祉計画及び国、群馬県の再犯防止推進計画と同様に5年間とします。以上より令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
再犯防止推進計画 （5年間）		第2次再犯防止推進計画 （5年間）						
群馬県再犯防止推進計画 （5年間）			第2次群馬県再犯防止推進計画 （5年間）					
第3次桐生市地域福祉計画 （5年間）				第4次桐生市地域福祉計画 （5年間）				
		桐生市 再犯防止推進計画 （2年間）		第2次桐生市再犯防止推進計画 （5年間）				

5.計画の対象者

本計画の対象者は、推進法第2条第1項の規定に基づき起訴猶予者等、執行猶予者、罰金・科料を受けた人、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所等）出所者、保護観察対象者、非行少年若しくは非行少年であった人で、本市において支援が必要な人を主な対象とします。また犯罪による被害を予防するという観点から、桐生市に住む市民も広義での対象といたします。

6. 持続的な開発目標（SDGs）への対応

持続的な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、誰一人取り残さない、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて全会一致で採択されました。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を一つの期限として 17 の国際目標（その下に 169 のターゲットと 231 の指標が決められている）が設けられました。

本計画においても、誰一人取り残さないという SDGs の理念のもと、対象者が円滑に社会復帰できるように多機関協働での支援に努め、だれもが安心・安全に暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。

本計画の持続的な開発目標は、次の「第 2 次桐生市再犯防止推進計画における持続的な開発目標」のとおりとなります。



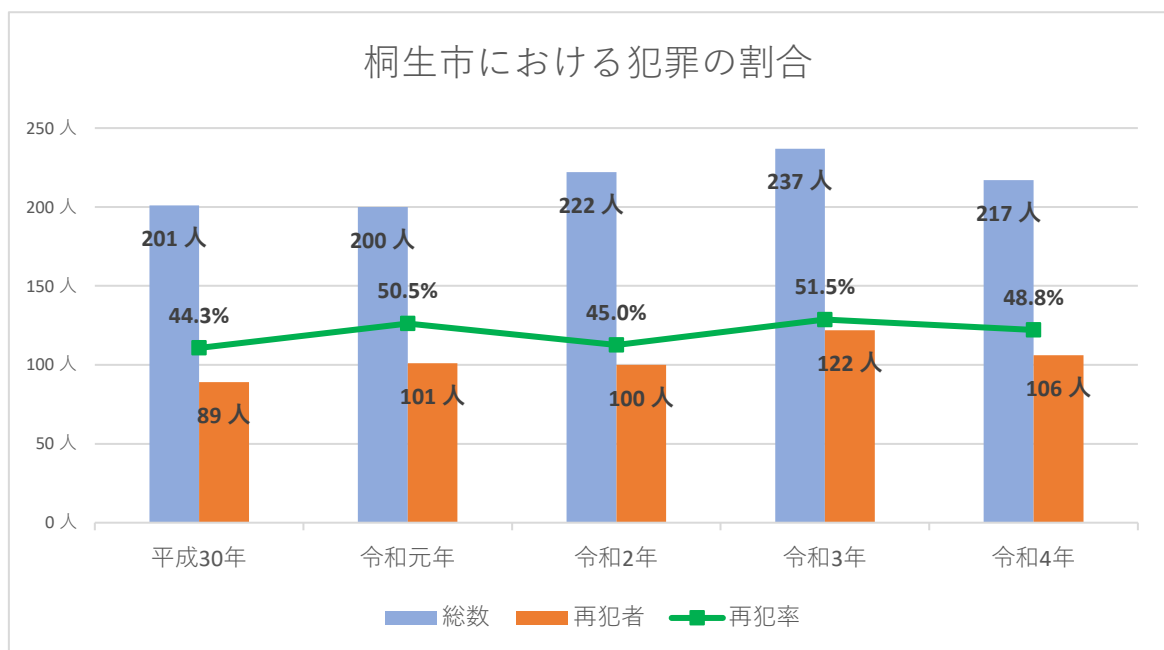
○第 2 次桐生市再犯防止推進計画における持続的な開発目標



第2章 計画策定の背景

1. 刑法犯の検挙人数と再犯率

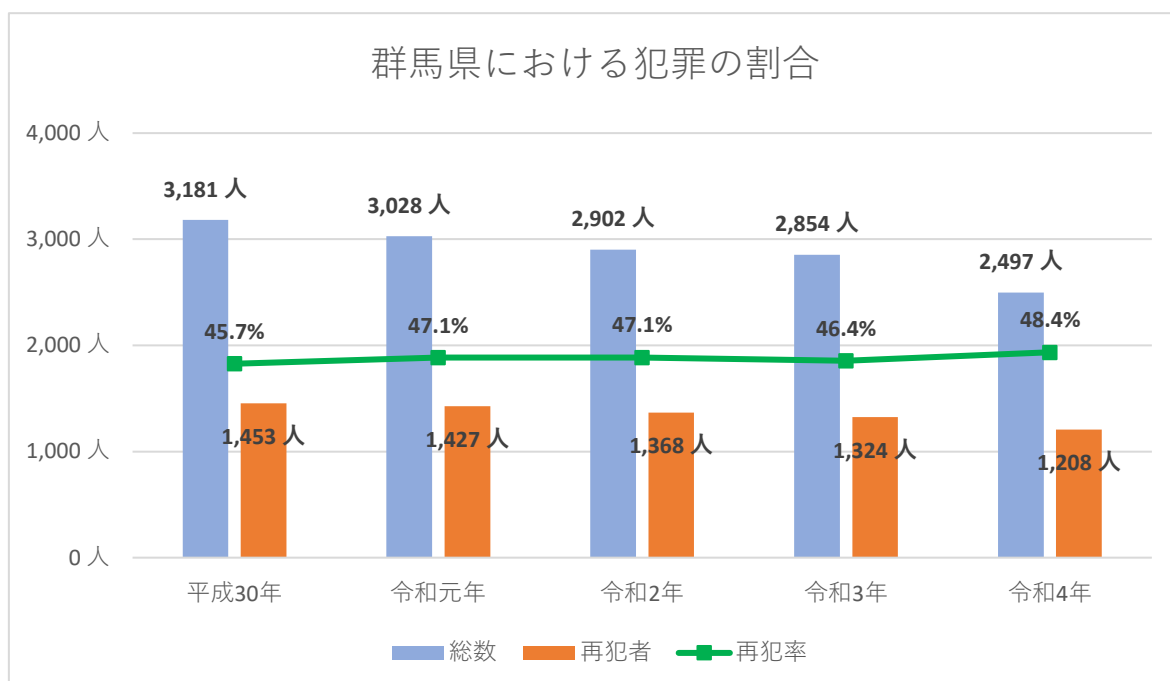
桐生市内における刑法犯の検挙人数の総数を前年からの増減の推移でみると、令和元（2019）年は1人減少、令和2（2020）年は22人増加、令和3（2021）年は15人増加、令和4（2022）年は20人減少となっています。再犯者数の前年からの増減の推移は、令和元（2019）年は12人増加、令和2（2020）年は1人減少、令和3（2021）年は22人増加、令和4（2022）年は16人減少となっています。再犯率（総数における再犯者数の割合）の前年からの増減の推移は、令和元（2019）年は6.2ポイント増加、令和2（2020）年は5.5ポイント減少、令和3（2021）年は6.5ポイント増加、令和4（2022）年は2.7ポイント減少となっています。このことから、検挙人数は令和元（2019）年から令和2（2020）、3（2021）年と立て続けに増加をしており、令和4（2022）年には減少しています。再犯率は45パーセントから51パーセントまでの間を前後しています。



（法務省矯正局提供データを基に桐生市作成）

群馬県における刑法犯の検挙人数の総数を前年からの増減の推移でみると、令和元（2019）年は153人減少、令和2（2020）年は126人減少、令和3（2021）年は48人減少、令和4（2022）年は357人減少となっています。再犯者数の前年からの増減の推移は、令和元（2019）年は26人減少、令和2（2020）年は59人減少、令和3（2021）年は44人減少、令和4（2022）年は116人減少となっています。再犯率（総数における再犯者数の割合）の前年からの増減の推移は、令和元（2019）年は1.4ポイント増加、令和2（2020）年は増減なし、令和3（2021）年は0.7ポイント減少、令和4（2022）年は2.0ポイント増加となっています。このことから、検挙人数は毎年減少しており、再犯率は45パーセントから48パーセントまでの間を前後しています。

令和4（2022）年の再犯率を桐生市と群馬県で比較すると、桐生市の再犯率（48.8パーセント）から群馬県の再犯率（48.4パーセント）を引いた差は0.4ポイントとなっており、桐生市と群馬県の間で大きな差は無いことが分かります。

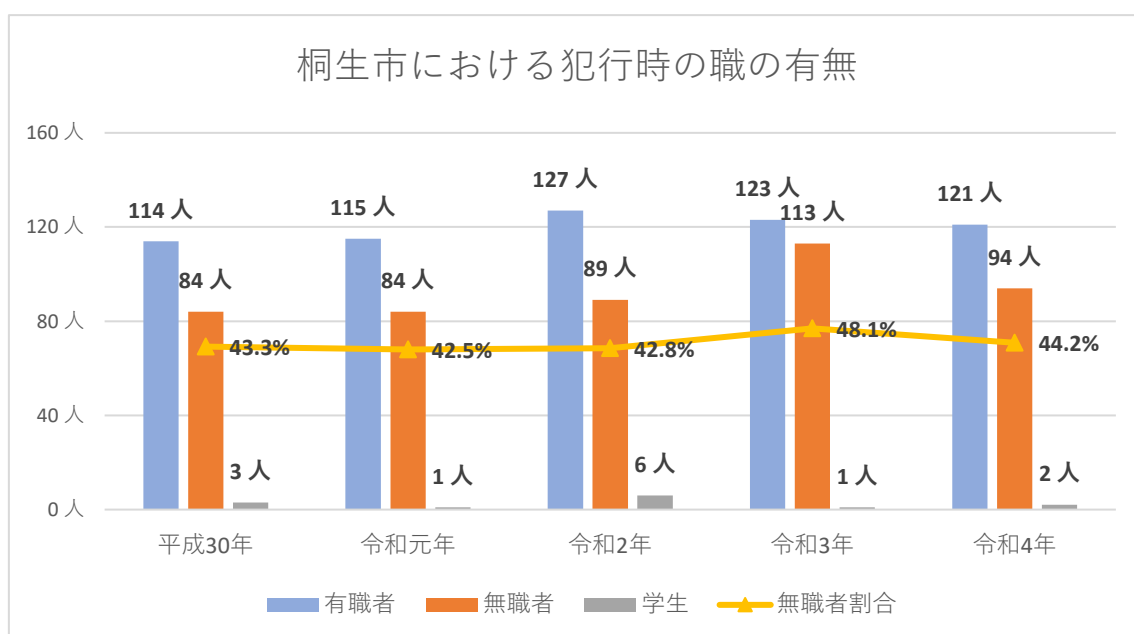


（法務省矯正局提供データを基に桐生市作成）

2.犯行時における職の有無

次に、犯行時における職の有無についてみていきます。

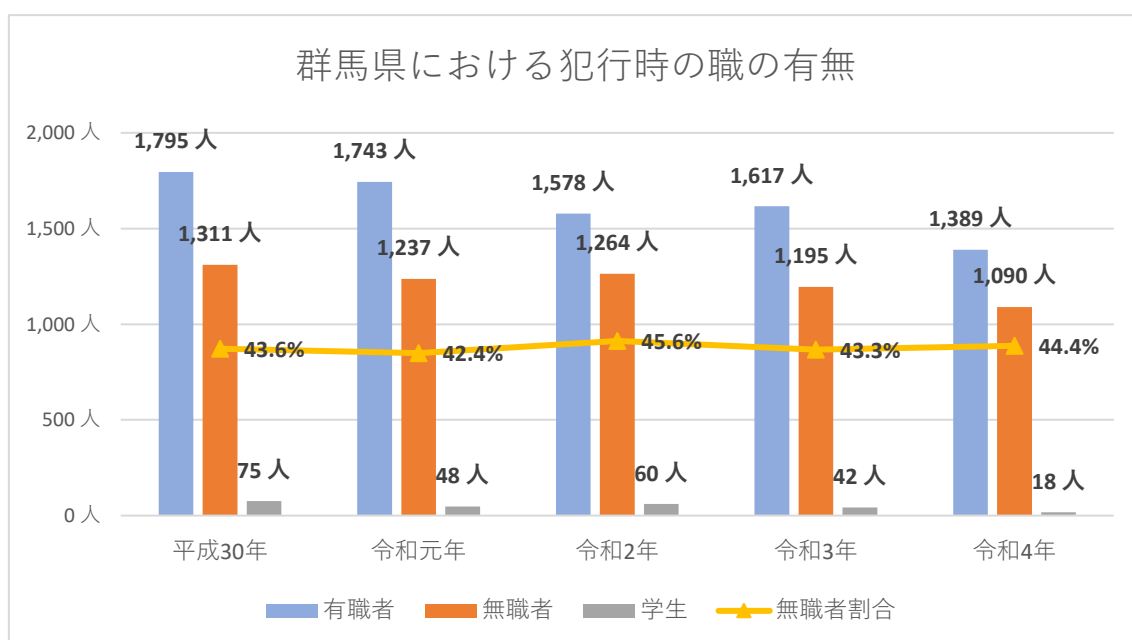
桐生市における刑法犯の検挙人員における有職者数を前年からの増減の推移で見ると、令和元（2019）年は1人増加、令和2（2020）年は12人増加、令和3（2021）年は4人減少、令和4（2022）年は2人減少となっています。無職者数の前年からの増減の推移は、令和元（2019）年は増減なし、令和2（2020）年は5人増加、令和3（2021）年は24人増加、令和4（2022）年は19人減少となっています。平成30（2018）年から5年間の犯行時に無職者であった人の割合は、42パーセントから48パーセントまでの間を推移しています。桐生市では、全体を通じて人数の増減があるものの、無職者の割合が一定数を推移しております。



（法務省矯正局提供データを基に桐生市作成）

群馬県の刑法犯の検挙人員における有職者数を前年からの増減の推移でみると、令和元（2019）年は52人減少、令和2（2020）年は165人減少、令和3（2021）年は39人増加、令和4（2022）年は228人減少となっています。無職者数の前年からの増減の推移は、令和元（2019）年は74人減少、令和2（2020）年は27人増加、令和3（2021）年は69人減少、令和4（2022）年は105人減少となっています。平成30（2018）年から5年間の犯行時に無職者であった人の割合は、42パーセントから45パーセントまでの間を推移しています。群馬県では、全体を通じて人数の増減があるものの、無職者の割合が一定数を推移しております。

桐生市、群馬県ともに検挙人員のうち4割程度の人が犯行時に無職であったことが分かります。



（法務省矯正局提供データを基に桐生市作成）

3.年代別刑法犯数

桐生市の年代別刑法犯数の推移をみていきます。次の表をみると、刑法犯数の年代別人数は、平成30（2018）年と令和4（2022）年を比較すると、「20～29歳」が1人減少、「30～39歳」が8人増加、「40～49歳」が17人減少、「50～59歳」が増減なし、「60～64歳」が9名増加、「65歳以上」が17人増加しています。「65歳以上」の人数が徐々に増えていることが分かります。

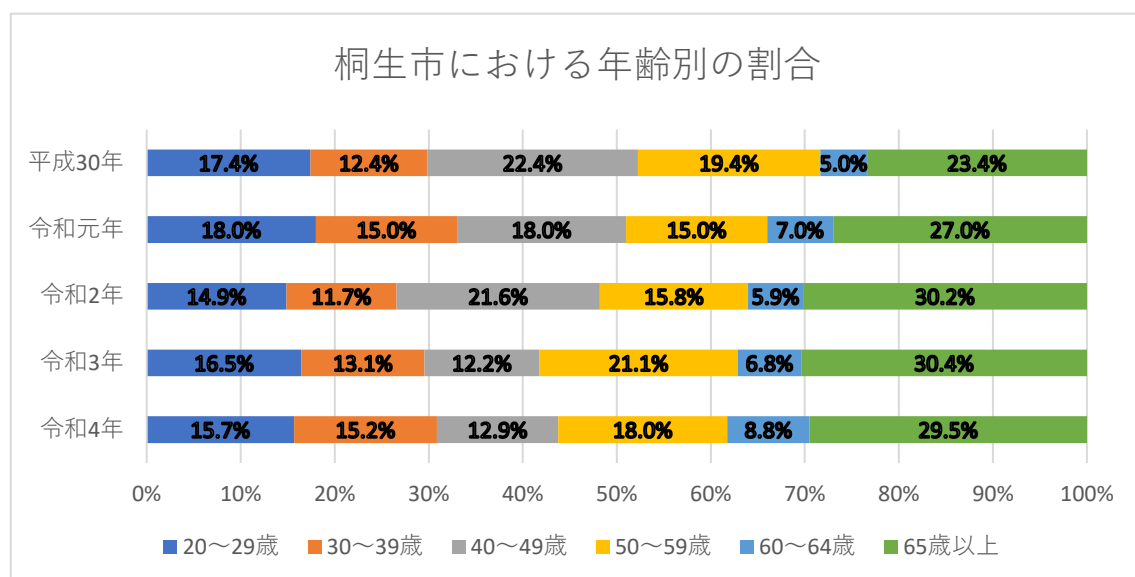
桐生市における年代別刑法犯数

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
平成30年	35人	25人	45人	39人	10人	47人
令和元年	36人	30人	36人	30人	14人	54人
令和2年	33人	26人	48人	35人	13人	67人
令和3年	39人	31人	29人	50人	16人	72人
令和4年	34人	33人	28人	39人	19人	64人

（法務省矯正局提供データを基に桐生市作成）

桐生市の刑法犯数を年代別の割合で見ていきます。次のグラフでは、刑法犯数の年代別の割合は、平成30（2018）年と令和4（2022）年を比べると、「20～29歳」が1.7ポイントの減少、「30～39歳」が2.8ポイント増加、「40～49歳」が9.5ポイント減少、「50～59歳」が1.4ポイント減少、「60～64歳」が3.8ポイント増加、「65歳以上」が6.1ポイント増加しています。

桐生市の刑法犯数は、60歳以上の割合が高くなってきていることが分かります。



（法務省矯正局提供データを基に桐生市作成）

群馬県の年代別刑法犯数の推移を見ていきます。次の表をみると、刑法犯数の年代ごとの人数は、いずれも減少傾向となっています。平成 30（2018）年と令和 4（2022）年と比べると、「20～29 歳」が 165 人減少、「30～39 歳」が 103 人減少、「40～49 歳」が 183 人減少、「50～59 歳」が 63 人減少、「60～64 歳」が 55 人減少、「65 歳以上」が 115 人減少となっています。

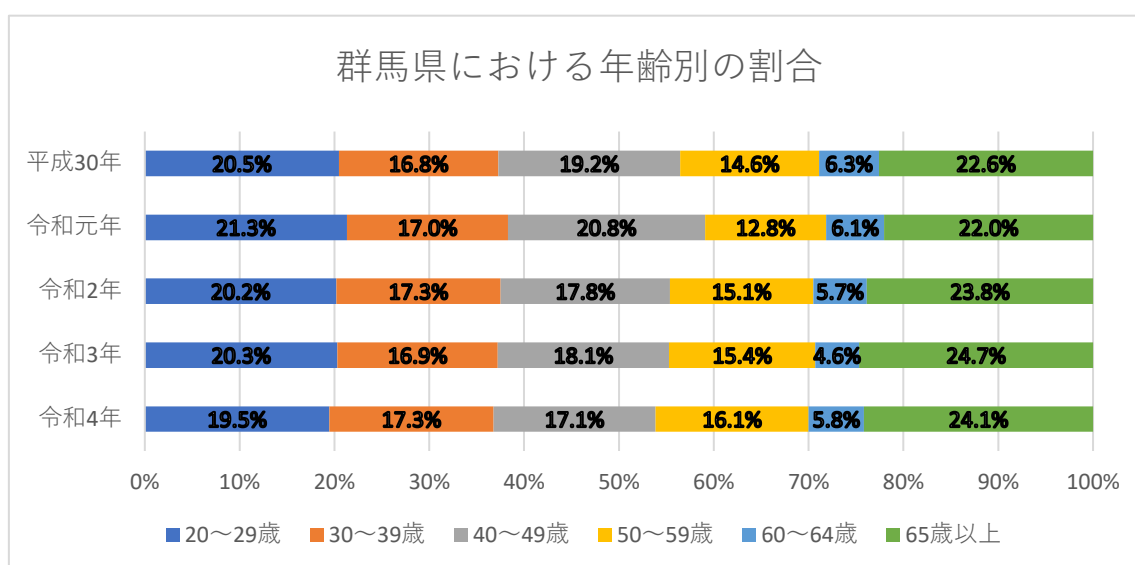
群馬県における年代別刑法犯数

	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳以上
平成 30 年	651 人	535 人	610 人	466 人	201 人	718 人
令和元年	646 人	514 人	629 人	387 人	185 人	667 人
令和 2 年	586 人	503 人	518 人	439 人	164 人	692 人
令和 3 年	580 人	482 人	516 人	440 人	132 人	704 人
令和 4 年	486 人	432 人	427 人	403 人	146 人	603 人

（法務省矯正局提供データを基に桐生市作成）

群馬県の年代別刑法犯数を見ていきます。次のグラフを見ると、刑法犯数の年代ごとの割合は、平成 30（2018）年と令和 4（2022）年を比べると、「20～29 歳」が 1.0 ポイントの減少、「30～39 歳」が 0.5 ポイント増加、「40～49 歳」が 2.1 ポイント減少、「50～59 歳」が 1.5 ポイント増加、「60～64 歳」が 0.5 ポイント減少、「65 歳以上」が 1.5 ポイント増加しています。

群馬県の刑法犯数は、年代別で大きな変化は見られないこと分かります。



（法務省矯正局提供データを基に桐生市作成）

第3章 重点課題ごとの取組

基本方針

犯罪をした人等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、「誰一人取り残さない」地域社会の実現に向け、国・県・市・民間団体等との連携を行うことで、再犯の防止を推進していきます。

立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりのため、再犯の防止の取組が広く周知されるよう、広報・啓発活動に取り組みます。

就労・住居などの生活基盤の構築に課題を抱える人、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする人、就学支援を希望する人など、様々な課題を抱える人が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、包摂的なサービスを提供するよう努めます。

重点課題は以下の通りとします。

1. 国・県・民間団体との連携強化
2. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進
3. 就労・住居の確保
4. 保健医療・福祉サービスの利用促進
5. 学校等における修学支援の実施

1. 国・県・民間団体との連携強化

<現状>

再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組だけでなく、住民に身近な各種サービスを提供している市の取組も重要となります。

また、刑事司法手続き終了後を含めた息の長い支援を実現していくためには、民間団体等との連携や協力が必要不可欠となっております。

行政機関のみでは対象者の情報収集手段に乏しいことから、各関係機関と垣根を越えて連携し、取組を進めることが重要となります。

<課題>

- ・再犯防止という視点から、桐生市がこれまで行ってきた住居、就労、保健、福祉、教育等の各種サービスを必要とする人に対して適切に提供するために、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、更生保護団体、民間団体等の専門知識や経験を有する機関や団体との垣根を越えた連携、協力体制の構築等が求められます。
- ・犯罪をした人等の中には、貧困や障害、依存症や十分な教育を受けていない等、複数の要因を抱えている人もいます。それぞれの人に対するニーズを把握し、包摂的な対応を行うために、市が適切な窓口へ繋ぐ必要があります。
- ・犯罪や非行をした人等の支援に必要な情報は、個人情報の適切な取り扱いに配慮した上で、関係機関と情報共有を行う必要があります。

<市における取組>

- ・更生保護関係団体等との連携【福祉課】
再犯防止の推進のため、市内で活動する更生保護関係団体である、桐生保護区保護司会、桐生地区更生保護女性会、桐生市更生保護事業主会や、民間団体等と連携します。
- ・民生委員・児童委員との連携【福祉課】
地域状況を把握する民生委員・児童委員と連携することで、困り事のある住民の把握と支援を進めます。
- ・地域包括支援センターとの連携【健康長寿課】
介護・健康・福祉等で生活に不安がある人に対しての相談窓口である地域包括支援センターと連携し、相談支援の充実及び自立した生活の支援を行います。
- ・桐生市“社会を明るくする運動”推進委員会の連携【福祉課】
推進委員会の推進委員については、更生保護関係団体の他に市関係部局、警察機関、各地域の自治組織や民間団体等、幅広く構成されており、地域全体で連携して桐生市“社会を明るくする運動”の推進をします。
- ・生活支援体制整備事業【健康長寿課】
生活支援・介護予防サービス等の生活支援等サービスの充実を図るとともに地域支え合い推進協議体の活動を支援します。

・ 包括的な支援体制の整備促進【福祉課】

犯罪をした人等が円滑に社会復帰できるよう、重層的支援体制整備事業を始めとする包括的な支援体制の整備に取り組み、国・県・民間団体等、地域住民の連携した立ち直り支援への取組を推進します。

< 国・県・関係機関・団体等における取組 >

・ 生活環境の調整【前橋保護観察所・桐生保護区保護司会】

犯罪や非行をした人に対し、矯正施設入所中から引受人や帰住予定地の生活環境を調整します。また、矯正施設を満期釈放になった人に対しても、本人の申出があれば、更生保護施設や自立準備ホーム等と連携して住居の支援や協力雇用主や群馬県就労支援事業者機構等と連携して就労支援を行うなどの取組を実施します。

・ 保護観察対象者に対する指導監督・補導援護【前橋保護観察所・桐生保護区保護司会】

犯罪や非行をした人で保護観察に付されている人に対し、国、県、市町村、関係機関・団体との連携を強化し、保護観察における指導監督及び補導援護を行います。

・ 更生保護における地域援助【前橋保護観察所】

刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人、その家族や支援者の方などからの相談を受け、相談内容に応じて関係機関等と連携するなどして、必要な情報提供や支援の調整などを行い、犯罪や非行をした人が地域の中で安心して生活できるようサポートします。

・ ハローワークとの連携【矯正施設・前橋保護観察所】

矯正施設入所者及び保護観察対象者等に対し、刑務所出所者等総合的就労支援対策等により、職業相談や職業紹介等を実施します。

・ 関係機関との連携【前橋地方検察庁】

罪を犯した高齢者・障害者等に対し、社会福祉士会、精神保健福祉士会、群馬県地域生活定着支援センター、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業、生活困窮者相談実施機関等と連携して支援を検討しています。

- ・ 地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた活動【法務少年支援センターぐんま（前橋少年鑑別所）】

一般の人々や関係機関・団体からの依頼に応じ、カウンセリングや心理検査を行うほか、学校教育機関からの依頼による法教育や各種講演・研修を実施し、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた活動を実施します。

- ・ 国、県、市町村、関係機関・団体との連携の強化【群馬県】

犯罪や非行をした人たちの社会復帰の推進を図るため、国、県、市町村、関係機関・団体との連携を強化し、立ち直り支援への取組を推進します。

2. 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

<現状>

犯罪をした人等の社会復帰支援は様々な民間協力者の活動に支えられています。

その民間協力者の一つである保護司は、犯罪をした人等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。

地域に根差した幅広い活動を行う更生保護女性会等、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、より多くの民間協力者に再犯防止等に向けた活動に参画してもらえるよう、積極的な活動の促進と広報・啓発活動を行っていくことが重要となります。

<課題>

・保護司等の民間協力者は再犯防止を推進する上で必要不可欠であることから、再犯防止や更生保護の取組について市民の認知度を高めることや、民間協力者の活動について支援をする必要があります。

・再犯防止について、地域住民の理解と協力のもと、犯罪のない明るい社会を実現するため、犯罪をした人、犯罪被害者の両者への支援の拡充を図りつつ、広報・啓発活動を行う必要があります。

<市における取組>

・保護司会等の支援【福祉課】

再犯防止における、保護司、更生保護女性会員、更生保護事業主会員等の役割の重要性に鑑み、桐生市更生保護サポートセンターにおける活動支援など、これら民間協力者への活動支援を推進します。

・保護司の面接場所確保【福祉課】

保護司の安全確保や保護司活動に伴う負担軽減のため、面接場所の相談があった場合に公民館等の身近な公共施設を利用できるように協力します。

・保護司に対する表彰【秘書室】

保護司として更生保護活動に長年貢献寄与し、功労顕著と認められる者に対して表彰を行います。

・桐生市“社会を明るくする運動”【福祉課】

桐生市“社会を明るくする運動”推進委員会を中心に、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるための運動に取り組めます。

- ・ 桐生市“社会を明るくする運動”市民大会【福祉課】
原則として毎年、桐生市“社会を明るくする運動”市民大会を開催しています。関係団体が集結して、内閣総理大臣からのメッセージ伝達式、“社会を明るくする運動”群馬県推進委員会作文コンテストの中学校の部代表者による作文朗読などにより意識醸成を図ります。
- ・ 桐生市“社会を明るくする運動”強調月間【福祉課ほか】
毎年7月を桐生市“社会を明るくする運動”強調月間とし、ポスター掲示、のぼり及び横断幕の掲揚、街頭啓発活動、小中学生への物品配付、市役所のデジタルサイネージへの掲示など市内各所にて啓発運動を実施します。
また、各地域に活動費を交付し、地域における“社会を明るくする運動”の推進に取り組みます。

＜国・県・関係機関・団体等における取組＞

- ・ 地域における犯罪や非行を防止する活動【桐生保護区保護司会】
地域や学校等で、犯罪や非行を防止する啓発活動を実施します。
- ・ 再犯防止啓発月間【前橋保護観察所・桐生保護区保護司会】
7月の再犯防止啓発月間を中心に、再犯防止に関する啓発活動を推進します。
- ・ “社会を明るくする運動”作文を通した啓発【桐生保護区保護司会】
“社会を明るくする運動”群馬県推進委員会作文コンテストに市内の中学生へ作文の応募を依頼することで、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考える機会を設けます。
- ・ 前橋矯正展等【前橋刑務所】
前橋矯正展を始めとして、刑務所作業製品の展示・即売や施設参観、職業訓練見学会等を実施します。
- ・ 募集参観【少年院・法務少年支援センターぐんま（前橋少年鑑別所）】
地域住民などを対象とした募集参観を計画的に実施するなどして、広報啓発活動を積極的に行います。

- ・ 入口支援（被疑者・被告人に対して行われる社会復帰支援）の周知【前橋地方検察庁】

行政機関、福祉機関等に対して業務説明会等の広報活動を行うとともに、学生等を含む広く県民にも広報活動を通じて、入口支援等による再犯防止施策への理解が得られるように取り組みます。

- ・ 再犯の防止等に関する広報・啓発活動の実施【群馬県】

講演会等の開催や人権啓発イベントの実施、県のホームページ等を通じて、再犯の防止等に対する県民の関心を高め、理解の増進を図ります。

- ・ 法教育の充実【群馬県】

法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進します。

- ・ 上州くん安全・安心メール【群馬県警察】

不審者情報等の防犯情報や交通安全情報などをEメール配信します。

3. 就労・住居の確保

<現状>

国の再犯防止推進計画では、再犯時に無職であった人が約7割であると示されており、充実した就労支援等を行うことが再犯防止へ繋がることが期待されます。

現在行われている就労支援等の一例として、就労に必要な基礎的能力形成や資格取得等の指導・支援を受けること、刑務所出所者等を雇用する民間事業主である協力雇用主等の協力等が挙げられます。

また、安定した生活を形成するためには、出所時や満期釈放時に適切な帰住先を迅速に確保することが必要です。

関係機関がそれぞれの強みを活かして居住のための支援を行い、犯罪をした人等の社会復帰の一助となることを目指します。

<課題>

・就労について、犯罪をした人の中には、求職活動を行う上で、必要な知識・資格等を有していない場合や自らの能力に応じた適切な職業選択ができないことが多くあります。個々の能力に応じて活躍できる場を確保するために、刑務所出所者等に対する就職活動支援、職業定着支援等の充実を図るほか、障害のある出所者等に対して、福祉サービス等の就労支援機関に適切につなげていくことが求められます。

・住居について、出所後や更生保護施設等から退所後に、生活基盤が構築できずに再犯に至る人がいることが課題となっています。地域社会への復帰の第一歩としてまずは適切な居住先を確保することが求められます。

<市における取組>

・自立相談支援事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】

生活に困窮している人が就労等により自立できるよう、困りごとや不安に寄り添う相談支援を実施します。

・住居確保給付金事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方に対し、就職に向けた活動をする等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就労機会の確保に向けた支援を行います。

- ・就労準備支援事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】
定職に就くのが難しい人に対して、規則正しい生活習慣や身だしなみに関する助言や、一般就労に従事するための基礎能力形成の支援を実施します。
- ・協力雇用主への加点【契約検査課】
桐生市建設工事における級別格付の審査において、前橋保護観察所に協力雇用主として登録している建設業者へ「自立更生支援活動の実施状況」の評点について加点します。（詳細は「桐生市建設工事等請負業者選定要綱」を参照。）
- ・障害のある人等に対する就労支援の活用【福祉課】
障害のある人等が適切な就労支援が受けられるよう、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労支援を行う施設や障害福祉サービス等に適切につなげていくよう努めます。
- ・障害者施設等への支援【福祉課】
障害のある人の就労や経済的自立の支援となるよう、「障害者優先調達推進法」に基づき障害者施設等から優先的・積極的に物品やサービスを調達することを推進します。
- ・養護老人ホームへの入所措置【健康長寿課】
65歳以上で、身体・精神又は環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった人を対象に、養護老人ホームにて食事サービス、機能訓練、その他日常生活上必要な便宜を提供します。
- ・住まいの確保【建築住宅課】
住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居について、群馬県居住支援協議会と連携し、群馬あんしん賃貸ネットを紹介するなど、居住の安定を図ります。
- ・市営住宅への入居【建築住宅課】
市では、良質で低廉な家賃で提供可能な市営住宅を確保しており、募集状況などについて、「広報きりゅう」や「市のホームページ」を活用して情報提供を行います。

＜国・県・関係機関・団体等における取組＞

・求人・求職のマッチングの強化【刑務所】

受刑者に対し、矯正処遇としての職業訓練を含めた刑務作業、改善指導、教科指導だけでなく、出所後の就労を確保するための就労支援を実施しています。また、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結びつけるため、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）を設置する等、矯正施設、保護観察所及びハローワークが連携した求人・求職のマッチングを強化します。

・求人・求職のマッチングの強化【少年院】

少年院に入院した少年に対しては、矯正教育として職業生活指導、自立援助的指導及び職業能力開発指導を実施し、キャリアカウンセラー、ハローワーク職員による講話や社会福祉士による面接を行います。これに加え、刑務所と同様にコレワーク、ハローワークを通じた就労支援を行うことで、求人・求職のマッチングを強化します。

・刑務所出所者等の雇用促進【前橋保護観察所】

刑務所出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である協力雇用主の開拓・拡大を、ハローワークや群馬県就労支援事業者機構と連携して取り組みます。

・就労支援【桐生公共職業安定所（ハローワーク桐生）】

就労に関して専門的な相談を行うほか、定期的に職業訓練等のセミナーを実施し、刑務所出所者等の就労の幅を広げる取組を行います。

・高齢者の就労支援【桐生市シルバー人材センター】

企業や家庭、公共団体などからさまざまな仕事を引き受けて、地域の高齢者へ仕事を提供し、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりをすすめる、活力ある地域社会づくりに貢献します。

・職業訓練・指導の実施【矯正施設】

収容中に様々な資格や技能が身に付けられるよう、民間団体等の協力を得ながらその充実に努めています。

・協力雇用主の登録と刑務所出所者等就労奨励金制度【前橋保護観察所】

協力雇用主に対する刑務所出所者等就労支援奨励金の支給や、ハローワークと連携した刑務所出所者等総合的就労支援対策等に取り組んでいます。建築・土木業が多く、多種多様な受け皿を拡充します。

- ・生活環境の調整【前橋保護観察所・桐生保護区保護司会】（再掲）
犯罪や非行をした人に対し、矯正施設入所中から引受人や帰住予定地の生活環境を調整します。また、矯正施設を満期釈放になった人に対しても、本人の申出があれば、更生保護施設や自立準備ホーム等と連携して住居の支援や協力雇用主や群馬県就労支援事業者機構等と連携して就労支援を行うなどの取組を実施します。

- ・高齢又は障害により特に自立困難な人に対する生活環境の調整【前橋保護観察所】
矯正施設を出所等した後に、適当な帰住先がなかったり、福祉サービスによる支援が必要な人に対し、矯正施設入所中から、矯正施設及び群馬県地域生活定着センター等と協力して、釈放後に速やかに支援等につなげるための取組を推進します。

- ・入口支援（被疑者・被告人に対して行われる社会復帰支援）【前橋保護観察所】
起訴猶予者等で、適当な帰住先がなかったり、福祉サービスによる支援が必要な高齢者や障害のある人について、前橋地方検察庁及び群馬県地域生活定着支援センター等と協力して、釈放後に速やかに支援等につなげるための取組を実施します。

- ・様々な就労支援【群馬労働局】
就職支援ナビゲーターのハローワークへの配置、矯正施設及び前橋保護観察所等と連携した職業講話や職業相談・職業紹介の実施等、様々な就労支援を行います。

- ・ハローワークとの連携【矯正施設・前橋保護観察所】（再掲）
矯正施設入所者及び保護観察対象者等に対し、刑務所出所者等総合的就労支援対策等により、職業相談や職業紹介等を実施します。

- ・就職活動・職場定着支援【前橋保護観察所】
就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間事業者に「更生保護就労支援事業」を委託し、刑務所出所者等に対し、関係機関等と協力して、就職活動から職場定着まで寄り添い型の支援を実施します。

- ・ 保護観察所と連携した職業相談等就労支援の充実【群馬県】
県では、若者・女性・中高年齢者等の個々の実情に応じた職業相談・職業紹介を実施しています。刑務所出所者等からの相談があった場合、前橋保護観察所等と連携し、個々の実情に応じた就労支援に努めます。
- ・ 相談対応【少年院・法務少年支援センターぐんま（前橋少年鑑別所）】
少年院では、退院者等からの相談を受け付けます。法務少年支援センターぐんま（前橋少年鑑別所）では、刑務所出所者等又はその雇用主などの心理的な相談に対応する取組を行います。
- ・ 非行少年等に対する就労支援の実施【警察本部】
少年サポートセンター等において、支援活動対象となる少年に対し、必要な助言・指導を行う等の就労支援に取り組みます。
- ・ 各企業に対する広報・啓発の推進【群馬県】
刑務所出所者等の就労を含めた公正な選考採用や就職差別の撤廃について、広報媒体を通じた周知を実施するほか、前橋保護観察所や前橋刑務所等と連携し、協力雇用主制度やコレワークの仕組みの周知に協力します。
- ・ 企業等に対する働きかけの強化【警察本部】
社会復帰対策協議会を開催し、群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会定時総会において、関係機関・団体と暴力団離脱者の社会復帰に関する情報交換を図り、連携強化を図ります。
- ・ 離職した人の再就職支援【群馬県】
離職者等再就職訓練として、離職した人の早期の再就職を支援するため、職業訓練及び就職支援を民間の教育機関や企業等に委託し実施します。刑務所出所者等が訓練を受講する場合、保護観察所等関係機関と連携した支援を行います。
- ・ 障害のある人に対する総合的な就労支援【群馬県】
犯罪や非行をした障害のある人等が適切な就労支援を受けられるよう、市町村やハローワークなどの関係機関と連携し、障害のある人の就労支援を行う「障害者就業・生活支援センター」や障害福祉サービス等に適切につなげていくよう努めます。また、「バリアフリーぐんま障害者プラン8」に基づき、就労支援の充実や福祉施設から一般就労への移行等を図るとともに、就職後の定着支援体制の充実を促進します。

・ 児童自立支援施設退所者等における自立支援の充実【群馬県】

触法により児童自立支援施設等に措置され退所した人も含め、社会的自立を支援するため、児童自立生活援助事業を行う事業者に対し、運営費の一部を負担します。また、社会的養護自立支援事業を実施し、児童自立支援施設等を退所した人で特に支援が必要と認められる人に、生活相談や就労相談に応じるほか、居住費や生活費を支給します。

・ 賃貸住宅の供給の促進【群馬県】

群馬県居住支援協議会を通じて、住宅セーフティネット法に規定される住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録促進を図り、不動産業者の協力の下、犯罪をした人等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保に取り組めます。また、地域の居住課題に対応できる事業者の居住支援法人への指定を通じて、家賃債務保証や緊急連絡先対応等、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談等の支援を行います。

4. 保健医療・福祉サービスの利用促進

<現状>

犯罪をした人等には、高齢者や知的障害、精神障害を持つなどの福祉的ニーズを抱える人がいます。

国の第二次再犯防止推進計画では、出所後2年以内に刑事施設に再び入所する人のうち、65歳以上の高齢者の割合が最も高いことが指摘されています。

また、知的障害のある受刑者は、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかにされています。

現在、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター及びその他の関係機関が連携して一人ひとりの適切な状況の把握に努めています。

桐生市においても、各機関との連携の強化を行い、出所後に適切な保健医療・福祉サービスへ繋げることで、安定した生活を営めるようにしていく必要があります。

更に、薬物等の依存症を持つ人に対しては、専門的な知識も必要となることから、専門機関と密接に連携し、切れ目なく支援が行われるようにしていくことが重要です。

<課題>

- ・すべての人が暮らしやすいまちづくりを行うため、地域に各種福祉制度を行き渡らせる必要があります。
- ・高齢者や障害のある人、薬物依存症等の依存性の高い病気を抱えている人等、社会的に孤立しやすい傾向のある人への支援は、関係機関同士が密接に連携して切れ目なく行われることが求められ、高齢や障害の状況の把握と、社会復帰後のきめ細やかな支援に結びつける体制を充実させる必要があります。

<市における取組>

・自立支援給付事業【福祉課】

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律による様々なサービスを組み合わせた各個人に合った支援を行います。

・基幹型相談支援事業【福祉課】

障害者相談支援専門員が、障害に関する悩み事や心配事等、総合相談を受け付けます。

- ・ 障害のある人に対する相談支援体制の充実・強化【福祉課】
地域における障害のある人に対する相談支援体制の充実・強化のため、取組の中核となる基幹型相談室と情報共有や共通課題の検討等の支援を行います。
- ・ 精神保健福祉相談の充実【福祉課】
精神保健福祉に関する相談を必要としている人に対して、電話相談や来所相談により精神保健福祉に必要な助言を行います。
- ・ フードバンク事業【福祉課】
企業及び個人から寄付で受け入れた食品を、生活資金が無く食糧の購入等ができない人に対し、無償で配布します。
- ・ 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】（再掲）
生活に困窮している人が就労等により自立できるよう、困りごとや不安に寄り添う相談支援を実施します。
- ・ 住居確保給付金事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】（再掲）
離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方に対し、就職に向けた活動をする等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就労機会の確保に向けた支援を行います。
- ・ 就労準備支援事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】（再掲）
定職に就くのが難しい人に対して、規則正しい生活習慣や身だしなみに関する助言や、一般就労に従事するための能力形成の支援を実施します。
- ・ 生活保護制度【福祉課】
生活に困窮している人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を実施します。
- ・ 地域包括支援センターとの連携【健康長寿課】（再掲）
介護・健康・福祉等で生活に不安がある人に対しての相談窓口である地域包括支援センターと連携し、相談支援の充実及び自立した生活の支援を行います。
- ・ 生活支援体制整備事業【健康長寿課】（再掲）
生活支援・介護予防サービス等の生活支援等サービスの充実を図るとともに、地域支え合い推進協議体の活動を支援します。

・ 地域への訪問・生活支援等の実施【健康長寿課】

医療や介護が必要な高齢者が増加する中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が急増すると見込まれることから、困りごとを抱えた高齢者が安心して暮らせるようにするため、関係機関とともに相談を受け、一人ひとりに合わせた生活支援サービスの提供を行います。

・ 薬物依存症等の相談に関する連携【福祉課】

薬物依存症者本人及び家族から相談があった際に、専門的な支援が可能な機関・団体等の窓口に繋ぎ、情報提供等の連携に取り組みます。

＜国・県・関係機関・団体等における取組＞

・ 入口支援（被疑者・被告人に対して行われる社会復帰支援）【前橋保護観察所】（再掲）

起訴猶予者等で、適当な帰住先がなかったり、福祉サービスによる支援が必要な高齢者や障害のある人について、前橋地方検察庁及び群馬県地域生活定着支援センター等と協力して、釈放後に速やかに支援等につなげるための取組を実施します。

・ 罪を犯した人たちなどの立ち直りを支援する活動【保護司】

犯罪や非行をした人たちに寄り添い、立ち直りを助けるための、見守り、指導、相談支援等を行うほか、家族や働く場所など刑務所や少年院にいる人が帰ってくる場所の生活環境の調整を行います。

・ 改善指導の実施【矯正施設】

改善更生及び円滑な社会復帰に支障をきたすような事情の改善に資するよう特に配慮した指導を実施し、改善指導プログラムを通じて、受刑者等に福祉サービスの利用等を促す取組を行います。

・ 社会復帰支援の取組【前橋地方検察庁】

社会復帰支援担当を配置し、事件の発生後、捜査により明らかとなった犯行の動機・原因、犯人の境遇等を踏まえ社会復帰・更生等の支援が特に必要と認められた場合には、社会福祉士会、精神保健福祉士会、群馬県地域生活定着支援センター、前橋保護観察所等と連絡調整を行って協力し、刑事処分を見据えた社会復帰のタイミングを考慮しつつ、支援策を検討、策定します。

・ 関係機関との連携【更生保護施設】

更生保護施設群馬県仏教保護会は、群馬県地域生活定着支援センターと連携し、高齢者や障害のある人の引き受けについて積極的に取り組みます。

・ 生活福祉資金貸付・日常生活自立支援事業の実施【群馬県社会福祉協議会】
生活福祉資金貸付として無利子での貸付である緊急小口資金や総合支援資金等や、日常生活自立支援事業として家計管理を行います。

・ 地域生活定着支援センターの充実強化【群馬県】

犯罪や非行をした人等が、釈放後自立した生活を営むことが困難な場合に、保護観察所、行政機関や福祉関係者と連携し、受入れ施設のあっせんや福祉サービスの申請支援等に取り組みます。

・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携【群馬県】

前橋保護観察所が中心となり、前橋刑務所や群馬県地域生活定着支援センター、行政など関係機関で組織する「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の人の社会復帰に向けた地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連絡協議会（特別調整連絡協議会）」に参加し、刑事司法関係機関との連携を深め、手続の円滑化や研修等を通じた理解の促進に取り組みます。

・ 依存症を持つ人への支援【NPO法人群馬ダルク・藤岡ダルク】

薬物・アルコール・ギャンブルなどの依存症やそれに類する問題を持つ人への回復や社会復帰の支援を行います。

・ 指導の実施【矯正施設】

民間団体等の協力を得ながら、薬物依存離脱指導や薬物非行防止指導を行います。

・ 薬物再乱用防止プログラムの実施【前橋保護観察所】

依存性薬物の使用を反復する傾向を有する保護観察対象者への支援として、認知行動療法に基づく薬物再乱用防止プログラムの実施や、保護観察終了後を見据えた関係機関との連携等に取り組みます。また、矯正施設入所者の引受人や保護観察対象者の家族等を対象とした「引受人会・家族会」を実施します。

・薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【群馬県】

薬物依存症者本人及び家族からの相談に幅広く対応できるよう、相談窓口の周知に努め、薬物依存症からの回復に向けた助言と関係機関の情報提供の充実を図ります。

・薬物依存症者の親族等の知識等の向上【群馬県】

群馬県こころの健康センターにて、薬物依存症者等を抱える家族を対象とした家族教室を開催します。

・薬物依存症対策関係機関の連携強化【群馬県・警察本部】

「群馬県薬物乱用対策推進本部」を中心に、関係機関・団体と連携し、薬物乱用とその弊害の根絶に向けた取組を推進します。

・薬物乱用防止パンフレット等の配布【警察本部】

取締活動を通じて薬物乱用者やその家族等を対象として、資料の閲覧及び配布により薬物乱用の防止に関する基礎的な知識や官・民の相談先等に関する情報を提供します。

・薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【群馬県】

薬物依存症者への支援を行う県・市町村職員、医療や司法関係者及び薬物依存の回復支援団体スタッフなどを対象に、依存症回復支援者研修会を開催します。

5. 学校等における修学支援の実施

<現状>

子ども・若者を取り巻く環境は、「ニートやひきこもりなど、若者の自立を巡る現状が深刻化している」、「児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫等依然として厳しい」、「子ども、若者の抱える困難は、複数の困難が複雑に絡み合っている」状況にあります。

全国の入所受刑者の 33.8 パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8 パーセントは高等学校を中退しています。

群馬県の高等学校の中途退学者は毎年 600 人以上いることから、修学支援に取り組む必要は高いと言えます。

また、若年のうちに適切な学びの機会が与えられることは、自己の人格を磨き、健全な社会の一員として自立するために大変重要です。

<課題>

- ・学校や地域における非行の未然防止のための適切な教育・支援等の取組の充実を行うとともに、保護者との連携、居場所づくり、学習支援、就労支援等の立ち直り支援活動を通じて、集団的不良交友関係から切り離す必要があります。
- ・矯正施設や保護観察所と学校関係者の相互理解の促進を図るとともに、矯正施設からの進学・復学を支援するため、民間団体等、教育委員会及び学校間の連携が求められます。

<市における取組>

- ・子どもすこやかホットラインの実施【子育て相談課】
子どもと子育て中の保護者からの、悩みごとを電話相談にて応じます。また、匿名での相談にも応じます。
- ・子どもの居場所づくり応援事業【子育て相談課】
子どもが無料または低額で利用できる子ども食堂や学習支援を行っている団体への支援を行います。
- ・放課後児童クラブ運営事業【子育て支援課】
放課後児童クラブでは、保護者が仕事等のため昼間家庭にいない小学校・義務教育学校に就学している児童を対象に、学校の余裕施設等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供します。

・放課後子供教室事業【生涯学習課】

放課後や学校の休業日等に、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流の機会を提供することによって、子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

・教育支援センター「あぷろーち」【学校教育課】

不登校の小・中学校の児童・生徒に対して、指導員が各児童・生徒の主体性に応じた体験活動、学習活動を提供し、スクールカウンセラー等が定期的にカウンセリングを行うことで、児童・生徒の自立心や社会性を育み、学校生活・社会生活への復帰を支援します。

・教育研究所による教育相談に関する相談の受付【学校教育課】

保護者に対して学校生活、子どもの日常生活・行動等の抱えている問題について電話や来所等による教育相談を相談員が行い、相談内容に応じ関係機関と連携して支援を行います。

・教育研究所による教職員に対する支援【学校教育課】

不登校等の生徒指導上の問題をもつ児童・生徒に適切に対応できる教職員の増大を図るため、群馬県教育研究所連盟が定める教育相談研修講座の開講や教職員が様々な教育課題研究・教育相談研究の場の提供することで、専門的な知識・技能の習得、指導力の向上のための支援を行います。

・学校生活に関する相談の受付【教育環境課】

保護者からの学校生活に関する相談を電話で受け付けており、解決のため学校への取次ぎや、関係機関と連携した支援を行います。

・人間関係アンケートの実施【教育環境課】

学級での人間関係や学校生活への満足度をアンケートによって把握し、いじめ・不登校等の未然防止、早期対応に活かします。また、教職員の日常の観察とあわせ、よりきめ細かな児童生徒理解を行います。

・薬物乱用防止教育【教育環境課】

市内の小・中学校へ薬物乱用防止ポスターの掲示、啓発物品の配布を行います。また、外部団体が薬物乱用防止教室の実施を希望した際、学校との橋渡し役を担い、児童へのシンナー、大麻、覚せい剤、その他の薬物に対する正しい知識の伝達や、薬物乱用の未然防止に寄与します。

- ・ 青少年対策事業【青少年課】

青少年の非行防止、健全育成や環境浄化を図るため、関係機関・団体と連携して、巡回補導や相談、ネット見守り活動を行います。

＜国・県・関係機関・団体等における取組＞

- ・ “社会を明るくする運動” 作文を通した啓発【桐生保護区保護司会】（再掲）

“社会を明るくする運動” 群馬県推進委員会作文コンテストに市内の中学生へ作文の応募を依頼することで、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考える機会を設けます。

- ・ 非行問題等への取組【桐生保護区保護司会】

小・中・高校生との交流・対話集会などにより、非行問題等に取り組みます。

- ・ 研修等の実施【桐生地区更生保護女性会】

10年以上にわたり桐生市内の小・中学校や特別支援学校を訪問し、薬物乱用防止教室を実施しており、今後も引き続き同取組を実施します。

- ・ 高等学校卒業程度認定試験等の実施【矯正施設】

矯正施設における修学支援として、施設内で高等学校卒業程度認定試験等を実施します。

- ・ 補習教科指導の実施【前橋刑務所】

義務教育未了者等に対して学校教育の内容に準ずる内容を指導する補習教科指導を行います。

- ・ 修学支援や復学の在り方について調整【赤城少年院】

義務教育が終了していない在院者の中には、在院中に中学校卒業を迎える人もおり、学校及び保護者と緊密に連携し、修学支援や復学の在り方について調整を行います。

- ・ 学校における適切な指導等の実施【群馬県】

県立高等学校・中等教育学校全校にスクールカウンセラーを配置し、不登校傾向など不安や悩みを抱える生徒等に対応します。

- ・ 地域における非行の未然防止のための相談支援【群馬県】
「群馬県子ども・若者支援協議会」では、高等学校中退などで学校を離れることとなった人が、再学習や就労といった希望内容に応じた支援機関につながるように支援します。
- ・ 地域における非行の未然防止のための学習支援【群馬県】
（公財）群馬県青少年育成事業団に委託し、実施している「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」を通じ、高校中退者等に対して高校卒業程度の学力を身に付けるための再学習支援を行います。
- ・ 警察における非行少年に対する支援【警察本部】
少年サポートセンターが大学生ボランティアを通じて、少年やその保護者からの修学に関する相談に対し、教育委員会や学校等の関係機関と連携して、適切に対処がなされるよう支援を行います。
- ・ 学校等と保護観察所が連携した支援等【群馬県】
県教育委員会では、前橋保護観察所と連携し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図ります。
- ・ 矯正施設と学校の連携による学びの継続に向けた取組の充実【群馬県】
県教育委員会では、研修等の実施にあたっては、矯正施設の職員を講師として依頼し学校に派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図ります。
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援【群馬県】
進学・復学にあたっては、矯正施設・保護観察所と学校関係者とが緊密に情報交換を行い、県教育委員会では、相互から情報を入手し、更なる理解や協力の促進に努めます。
- ・ 教育費負担軽減のための支援【群馬県】
就学支援金や奨学金・貸付金を始めとする教育費負担の軽減に関する制度の周知を行い、修学継続のための支援を行います。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜら

れるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練

その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正

施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

再犯の防止等の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

2 本法における指導及び支援は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、対象者の意思に反して行ってはならないものであることに鑑み、その旨並びに指導及び支援を受けるように説得する場合には執拗に行ってはならないことを周知徹底させること。

右決議する。

桐生市再犯防止推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項の規定に基づき、桐生市再犯防止推進計画(以下「計画」という。)を策定及び推進するため、桐生市再犯防止推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他再犯防止の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、別表に掲げる機関・団体から推薦された者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、議長が認めた者を委員の代理人として出席させることができる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、会長が認める場合は、書面開催とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 推進委員会は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(部会)

第9条 推進委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 推進委員会の設置にかかる準備行為については、施行日前においても行うことができる。

(会議の招集の特例)

3 この要綱の施行後最初に招集される推進委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(令和4年8月1日)

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の際現に委嘱されている委員の任期は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和11年3月31日までとする。

別表(第3条関係)

桐生市再犯防止推進委員会を構成する機関・団体名一覧

区分	機関・団体名
国	前橋地方検察庁
	前橋保護観察所
	桐生公共職業安定所
県	群馬県東部児童相談所
	桐生保健福祉事務所
	桐生警察署
社会福祉団体	桐生市社会福祉協議会
	桐生市民生委員児童委員協議会
更生保護団体	桐生保護区保護司会
	桐生地区更生保護女性会
	桐生市更生保護事業主会
教育機関	桐生・みどり地区高等学校長会
	桐生市中学校長会

資料 3

桐生市再犯防止推進委員会 委員名簿

(計画作成時点)

No	区分	所属団体	役職	氏名
1	国関係機関	前橋地方検察庁	検事	岩本 雅也
2	国関係機関	前橋保護観察所	所長	中澤 秀高
3	国関係機関	桐生公共職業安定所	所長	竹内 弘佳
4	県関係機関	群馬県東部児童相談所	所長	青柳 尚志
5	県関係機関	桐生保健福祉事務所	危機管理専門官	加藤 博子
6	県関係機関	桐生警察署	署長	中隋 伸洋
7	社会福祉団体	桐生市社会福祉協議会	地域福祉課長	松島 勲
8	社会福祉団体	桐生市民生委員児童委員協議会	第8区会長	塚本 幸司
9	更生保護団体	桐生保護区保護司会	会長	蛭沼 隆雄
10	更生保護団体	桐生地区更生保護女性会	会長	白崎 あつ子
11	更生保護団体	桐生市更生保護事業主会	会長	渡辺 孝雄
12	教育機関	桐生・みどり地区高等学校長会	桐生市立商業高校校長	林 順一
13	教育機関	桐生市中学校校長会	桐生市立川内中学校 校長	神山 精二

(敬称略)

桐生市 保健福祉部 福祉課
〒376-8501
群馬県桐生市織姫町1番1号
TEL 0277-44-8239（直通）
FAX 0277-45-2940
E-mail fukushi@city.kiryu.lg.jp

（令和4年3月策定）

（令和7年3月改訂）